

地球温暖化防止活動推進員募集要領

1 目的

地球温暖化に関する情報の提供や催事への参加の促進を図る等の指導・助言を行う者として、「地球温暖化防止活動推進員」（以下「推進員」という。）を広く募集し、県民の地球温暖化防止に関する認識を深め、地域における実践行動の促進を図る。

2 応募資格

次のいずれにも該当する者であること。ただし、山口県の事務処理の特例に関する条例に基づいて、知事の権限を移譲した市町については、市町長がこれを委嘱するものとする。

知事の権限を移譲した市町（山口市、萩市、長門市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町）

- (1) 県内に居住、または勤務・在学する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及、並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者
- (4) 県、市町等の行う施策に協力し、活動できる者

3 任期等

第13期の推進員を募集するものとし、その任期は令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間とする。

4 募集人数

制限なし

5 応募方法

別に定める応募用紙により申し込むものとする。

応募用紙の提出先は、山口県環境政策課（〒753-8501 山口市滝町1番1号）、最寄りの健康福祉センター又は市町環境担当課とする。

6 広報及び募集期間

(1) 広報

次の方法により周知を図るものとする。

ア 広報媒体（ぶちエコアプリ、市町広報紙等）

イ 募集チラシ（健康福祉センター、市町役場等への備付け）

(2) 募集期限

令和5年5月12日（金）まで

7 その他

委嘱する推進員に対しては、委嘱状及び推進員証を交付する。